

◆◆知らないと怖い国際源泉課税◆◆

(税理士法人 ゴーイング 税理士 守屋貴史)

近年は中小企業においても、国際取引が増加し、必然的に国際税務も身近なところとなってきました。そこで今回は、国際税務の中でも、『国際源泉課税』について簡単にご紹介致します。

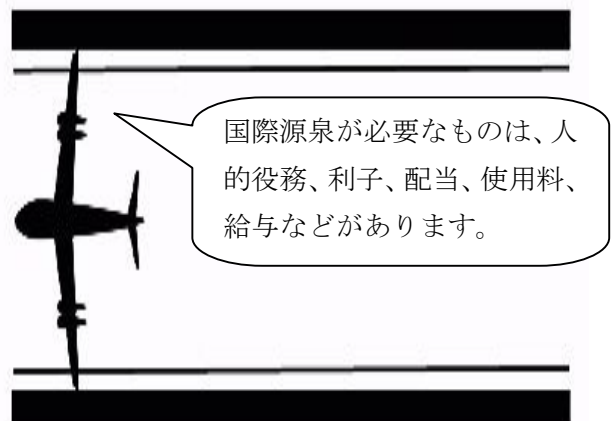
日本国内に事務所等を有しない外国法人や非居住者は、日本で得た所得について、申告納税は行わずに源泉徴収のみで課税関係が完結します。したがって、日本法人は、外国法人や非居住者に対して源泉を徴収する必要が生じます。

例えば、日本国内で行われたパテント使用やコンサルタントに関する料金などを支払う場合には、原則として、日本法人が、その支払時に外国法人又は非居住者から源泉徴収を行うこととなります。

この源泉徴収を忘れてしまうと、源泉徴収制度の下では、その源泉徴収義務者である日本法人が納税を負担することとなります。本来の納税義務者である外国法人等へその

追徴税額の負担を求めても、現実的に不可能な場合がほとんどであり、かつ、納税負担額も多額になる場合が多いため注意が必要です。

また、租税条約がある国の企業等との取引においても、「租税条約に関する届出書」をその支払の都度、事前に税務署へ提出していない限り、その租税条約上の特典は受けられません。つまり、「租税条約に関する届出書」は、一度提出すれば、継続して適用されるものではありませんのでご注意ください。



本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。

お問合せ：ナセル株式会社 東京都品川区南品川 4-2-32 品川税経会館 2F
TEL：03-3471-0830 FAX：03-3471-0850 E-mail：consulting@nasel.co.jp